正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度臨時経済対策事業債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債及び平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については C に準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設

正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度臨時経済対策事業債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債及び平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については C に準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設